

令和8年度地域安全安心活動関係物品の支給について

令和8年度の地域安全安心活動関係物品について、令和7年度の支給内容から変更がありますのでお知らせいたします。

1 変更する目的

- (1) これまで「防犯」と「交通安全」で分類していた支給物品を統一することで、パトロールランウォークを含めた見守り活動の一体感を高めるとともに、視認性を向上させます。
- (2) 支給物品の統一、支給希望の少ない物品を廃止する等を実施することで、在庫管理をしやすくするとともに、スケールメリットによるコストダウンを図ります。

2 変更内容

- (1) 「防犯」(緑色)と「交通安全」(黄色)で別々になっている物品を統合し、「防犯・安全 よこすか」(黄色)に統一します。
- (2) 支給物品の内容を見直します。
 - ・「ジャンパー」を廃止し、「ベスト」に統一します。
 - ・「たすき」を廃止します。
 - ・新たに「警笛付き横断指導旗」を支給します。
- (3) 支給上限額を変更します。

物品を統一することによって重複して申請することがなくなり、申請額が減少することが見込まれるため、支給上限額を変更します。

・防犯活動団体（1団体あたり）	15,000円	→	13,000円
・交通安全活動団体（1団体あたり）	10,000円	→	8,000円
・両方活動している団体（1団体あたり）	25,000円	→	21,000円

地域安全安心活動関係物品支給について

1 支給要件、申込方法等

支給の対象は、防犯パトロール、交通安全活動のいずれか、または双方を毎月 2 回以上実施（計画）している 5人以上の市民グループです。

実施する内容により、上限金額、支給物品が異なります。申請団体が次の（A）～（C）の、いずれに該当するか確認のうえ、「申請書」にてお申込みください。

（A）防犯パトロールのみ実施する場合

- ①申請書「活動分野」欄の「防犯パトロール」にチェック
- ②物品一覧表（申請書裏面）から、**13,000 円以内**でお申し込みください。

（B）交通安全活動のみ実施する場合

- ①申請書「活動分野」欄の「交通安全活動」にチェック
- ②物品一覧表（申請書裏面）から、**8,000 円以内**でお申し込みください。

（C）防犯パトロール及び交通安全活動の双方を実施する場合

- ①申請書「活動分野」欄の「防犯パトロール」「交通安全活動」**双方に**チェック
- ②物品一覧表（申請書裏面）から、**21,000 円以内**でお申し込みください。

※防犯パトロール 空き巣被害の防止等を目的とした見回り

交通安全活動 幼児・児童等の登下校時の交通安全確保を目的とした横断指導、
通学路の安全点検等

2 支給方法 市が契約した事業者から直接配布します。

3 支給時期 9月末頃

4 申請締切 申請は、5月29日（金）必着でお願いします。